

## 草津市告示第 3 5 8 号

令和 6 年 1 1 月 2 9 日開会の草津市議会定例会において議決を経た令和 6 年度草津市一般会計補正予算の要領は、次のとおりである。

令和 6 年 1 2 月 3 日

草津市長 橋 川 渉

## 1 予算題目一覧

令和 6 年度草津市一般会計補正予算（第 5 号）

## 2 要領 略

（令和 6 年 1 2 月 3 日揭示済み）

## 草津市告示第 3 5 9 号

住民票の職権消除について

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 8 条ならびに住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 8 条および第 1 2 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を消除したが、次の者に通知することが困難であるため、同条第 4 項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和 6 年 1 2 月 6 日

草津市長 橋 川 渉

| 住 所                                          | 氏 名   |
|----------------------------------------------|-------|
| 滋賀県草津市笠山四丁目 1 2 番<br>4 3 - 1 0 5 号<br>プラス松下南 | 北川 冬馬 |

（令和 6 年 1 2 月 6 日揭示済み）

## 草津市告示第 3 6 0 号

令和 6 年度草津市児童育成クラブにおける性被害防

止対策に係る設備等支援補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和 6 年 1 2 月 9 日

草津市長 橋 川 渉

令和 6 年度草津市児童育成クラブにおける性被害防止対策に係る設備等支援補助金交付要綱

（趣旨）

第 1 条 児童育成クラブにおける性被害防止のための対策とすることを目的とする事業を実施する放課後児童健全育成事業（児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 6 条の 3 第 2 項の放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）を行う事業所のうち、性被害防止のための対策に取り組む民間施設に対し、予算の範囲内において令和 6 年度草津市児童育成クラブにおける性被害防止対策に係る設備等支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和 5 9 年草津市規則第 1 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象事業の要件）

第 2 条 補助対象事業は、児童育成クラブが実施する「保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業実施要綱」（令和 6 年 1 月 2 5 日こ成総第 3 号・こ支総第 8 号こども家庭庁成育局長、支援局長連名通知）に定める事業とする。

（補助金の額）

第 3 条 補助金の額は、別表で次により算出された額とする。ただし、算出された額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

ア 施設（事業所）ごとに、左欄に定める基準額と中欄に定める対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に右欄に定める補助率を乗じて得た額を補助金の額とする。

（交付申請書の添付書類）

第 4 条 規則第 3 条第 1 項に規定する補助金等交付申請書の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 令和 6 年度草津市児童育成クラブにおける性被害防止対策に係る設備等支援補助金所要額調査書（別記様式第 1 号）

- (2) 収支予算書または見込書の抄本  
 (3) その他市長が必要と認める書類  
 (実績報告書の添付書類)

第5条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとし、その提出期限は、令和7年4月10日までとする。

- (1) 令和6年度草津市児童育成クラブにおける性被害防止対策に係る設備等支援補助金精算額調書  
 (別記様式第2号)  
 (2) 収支決算書または見込書の抄本  
 (3) その他市長が必要と認める書類  
 (交付の条件)

第6条 市長は、この補助金の交付の決定に際し、次の条件を付すものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けること。  
 (2) 事業を中止し、または廃止する場合には、市長の承認を受けること。  
 (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。  
 (4) 事業により取得し、または効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具およびその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により子ども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならないこと。  
 (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を市に納付させる場合があること。  
 (6) 事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。  
 (7) 補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、速やかに令和6年度草津市児童育成クラブにおける性被害防止対策に係る設備等支援補助金に係る消費税および地方消費税仕入控除税額報告書（別記様式第3号）を市長に報告すること。この場合において、当該

仕入控除税額を市に返納すること。

- (8) 事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、当該帳簿および証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管すること。ただし、事業により取得し、または効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具およびその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、または適化法施行令第14条第1項第2号の規定により子ども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管すること。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年12月9日から施行し、令和6年4月1日以降の事業から適用する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第5条各号列記以外の部分に規定する書類の提出期限および第6条に規定する交付の条件については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第3条関係）

| 基準額                            | 対象経費                                                                                               | 補助率 |
|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 1 支援の単<br>位当たり1<br>00,000<br>円 | 児童育成クラブにおける性被害防止対策に係る設備等支援事業を実施するために必要な需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費、補助金および交付金 | 3/4 |

別記

様式第 1 号（第 4 条第 1 号関係）

令和 6 年度草津市児童育成クラブにおける性被害防止対策に係る設備等支援補助金所要額調書

施設名：

支援単位数：

| 対象経費総額① | 寄附金その他収入額② | 差引額③<br>(①－②) | 補助基準額④ | 選定額⑤<br>(③と④を比較して<br>少ない方の額) | 補助金申請額⑥<br>(選定額⑤×3/4)<br>(千円未満切捨て) |
|---------|------------|---------------|--------|------------------------------|------------------------------------|
|         |            |               |        |                              |                                    |

様式第 2 号（第 5 条第 1 号関係）

令和 6 年度草津市児童育成クラブにおける性被害防止対策に係る設備等支援補助金精算額調書

施設名：

支援単位数：

| 対象経費総額① | 寄附金その他収入額② | 差引額③<br>(①－②) | 補助基準額④ | 選定額⑤<br>(③と④を比較して<br>少ない方の額) | 補助金精算額⑥<br>(選定額⑤×3/4)<br>(千円未満切捨て) |
|---------|------------|---------------|--------|------------------------------|------------------------------------|
|         |            |               |        |                              |                                    |

様式第 3 号（第 6 条第 7 号関係）

第 号  
年 月 日

草津市長 様

施設所在地

法人名

施設名

代表者

印

令和 6 年度草津市児童育成クラブにおける性被害防止対策に係る設備等支援補助金に係る消費税および地方消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け第 号で交付決定した補助金について、草津市児童育成クラブにおける性被害防止対策に係る設備等支援補助金交付要綱第 6 条第 7 号の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 額の確定額

円

2 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額（要補助金返還相当額）

円

3 添付資料

消費税および地方消費税仕入控除税額の積算内訳等

（令和 6 年 1 2 月 9 日揭示済み）

草津市告示第 3 6 1 号

草津市地域子育て支援拠点における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和 6 年 1 2 月 9 日

草津市長 橋 川 渉

令和 6 年度草津市地域子育て支援拠点における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第 1 条 市長は、市内に所在する地域子育て支援拠点において性被害防止のための対策を行うことを目的とする事業について、予算の範囲内において令和 6 年度草津市地域子育て支援拠点における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金（以下「補助金」

という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和 5 9 年草津市規則第 1 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象事業の要件）

第 2 条 補助対象事業は、地域子育て支援拠点が実施する「地域子育て支援拠点における性被害防止対策に係る設備等支援事業の実施について」（令和 6 年 1 月 2 5 日こ成総第 3 号・こ支総第 8 号こども家庭庁成育局長、支援局長連名通知）に定める事業とする。

（補助金の額）

第 3 条 補助金の額は、別表で次により算出された額とする。ただし、算出された額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

ア 施設（事業所）ごとに、左欄に定める基準額と中欄に定める対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に右欄に定める補助率を乗じて得た額を補助金の額とする。

（交付申請書の添付書類）

第 4 条 規則第 3 条第 1 項に規定する補助金等交付申請書の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 令和 6 年度草津市地域子育て支援拠点における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金所要額調書（別記様式第 1 号）
- (2) 収支予算書または見込書の抄本
- (3) その他市長が必要と認める書類（実績報告書の添付書類）

第 5 条 規則第 1 3 条に規定する補助事業等実績報告書の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとし、その提出期限は、令和 7 年 4 月 1 0 日までとする。

- (1) 令和 6 年度草津市地域子育て支援拠点における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金精算額調書（別記様式第 2 号）
- (2) 収支決算書または見込書の抄本
- (3) その他市長が必要と認める書類（交付の条件）

第 6 条 市長は、この補助金の交付の決定に際し、次の条件を付すものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 事業を中止し、または廃止する場合には、市長の承認を受けること。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(4) 事業により取得し、または効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具およびその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適化法施行令」という。）第 14 条第 1 項第 2 号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならないこと。

(5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を市に納付させる場合があること。

(6) 事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。

(7) 補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）には、速やかに令和 6 年度草津市地域子育て支援拠点における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金に係る消費税および地方消費税仕入控除税額報告書（別記様式第 3 号）を市長に報告すること。この場合において、当該仕入控除税額を市に返納すること。

(8) 事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、当該帳簿および証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管すること。ただし、事業により取得し、または効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具およびその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、または適化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管すること。

（その他）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 6 年 12 月 9 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日以降の事業から適用する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、第 5 条各号列記部分に規定する書類の提出期限および第 6 条に規定する交付の条件については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第 3 条関係）

| 基準額                    | 対象経費                                                                                                  | 補助率 |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 1 施設（事業所）当たり 100,000 円 | 地域子育て支援拠点における性被害防止対策に係る設備等支援事業を実施するために必要な需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費および修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費、補助金および交付金 | 3/4 |

別記

様式第 1 号 (第 4 条第 1 号関係)

草津市地域子育て支援拠点における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金所要額調査書

施設名：

| 対象経費総額① | 寄附金その他収入額② | 差引額③<br>(①－②) | 補助基準額④ | 選定額⑤<br>(③と④を比較して<br>少ない方の額) | 補助金申請額⑥<br>(選定額⑤×3/4)<br>(千円未満切捨て) |
|---------|------------|---------------|--------|------------------------------|------------------------------------|
|         |            |               |        |                              |                                    |

様式第 2 号 (第 5 条第 1 号関係)

草津市地域子育て支援拠点における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金精算額調査書

施設名：

| 対象経費総額① | 寄附金その他収入額② | 差引額③<br>(①－②) | 補助基準額④ | 選定額⑤<br>(③と④を比較して<br>少ない方の額) | 補助金精算額⑥<br>(選定額⑤×3/4)<br>(千円未満切捨て) |
|---------|------------|---------------|--------|------------------------------|------------------------------------|
|         |            |               |        |                              |                                    |

様式第 3 号（第 6 条第 7 号関係）

第 号  
年 月 日

草津市長 様

施設所在地  
法人名  
施設名  
代表者 印

令和 6 年度草津市地域子育て支援拠点における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金に係る消費税および地方消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け第 号で交付決定した補助金について、令和 6 年度草津市地域子育て支援拠点における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金交付要綱第 6 条第 7 号の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 額の確定額
- 2 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額（要補助金返還相当額）
- 3 添付資料  
消費税および地方消費税仕入控除税額の積算内訳等

（令和 6 年 1 2 月 9 日揭示済み）

草津市告示第 3 6 2 号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。  
送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和 6 年 1 2 月 1 2 日

草津市長 橋 川 渉

- 1 送達すべき書類  
令和 6 年度市県民税税額変更（決定）通知書  
6 件
- 2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和 6 年 1 2 月 1 9 日に送達があったものとみなす。

| 令和 6 年度市県民税税額変更（決定）通知書 |                              |
|------------------------|------------------------------|
| 連番                     | 氏名 住所                        |
| 1                      | NGUYEN VAN HIEP ベトナム         |
| 2                      | LAN PENG 鵬 中国                |
| 3                      | AYE MYAT MON ミャンマー           |
| 4                      | 山下 優斗 滋賀県草津市追分南九丁目 5 番 1 6 号 |
| 5                      | SILBER LARA MICHELLE 米国      |
| 6                      | 中島 弘志 滋賀県草津市北山田町 8 4 4 番地    |

（令和 6 年 1 2 月 1 2 日揭示済み）

## 草津市告示第 3 6 3 号

## 公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和 6 年 1 2 月 1 3 日

草津市長 橋 川 渉

## 1 送達すべき書類

令和 6 年度 固定資産税・都市計画税納税通知書

## 2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

## 3 上記の書類については、令和 6 年 1 2 月 2 0 日に送達があったものとみなす。

令和 6 年度 固定資産税・都市計画税納税通知書  
公示送達

| 連番 | 発送先宛名            | 発送先住所                    |
|----|------------------|--------------------------|
| 1  | 株式会社ライフ<br>アドバンス | 滋賀県草津市平井一丁目<br>4 番 1 3 号 |

（令和 6 年 1 2 月 1 3 日 掲示済み）

## 草津市告示第 3 6 4 号

草津市告示第 4 3 号の一部を改正する告示を次のとおり告示する。

令和 6 年 1 2 月 1 6 日

草津市長 橋 川 渉

草津市告示第 4 3 号（平成 2 4 年 3 月 3 0 日）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

| 改正後                                                                                        | 改正前                                                                                   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 ≪現行どおり≫<br>2 ≪現行どおり≫<br>(1) <u>1 戸建ての専用住宅、兼用住宅、併用住宅</u><br><u>または長屋住宅で、階数が 2 以上のものまた</u> | 1 ≪省略≫<br>2 ≪省略≫<br>(1) <u>新設部分の延べ面積が 5 0 平方メートルを</u><br><u>超える 1 戸建ての専用住宅および併用住宅</u> |

改正後

は延べ面積が50平方メートルを超えるもの

(2) 《現行どおり》

(3) 下宿、共同住宅または寄宿舍の用途に供する建築物で、階数が2以上のものまたはその用途に供する部分の延べ面積が50平方メートルを超えるもの

(4) 法別表第1（い）欄の(1)項から(4)項までに掲げる用途に供する建築物（下宿、共同住宅および寄宿舍の用途に供する建築物を除く。）で、3階以上の階をその用途に供するものまたはその用途に供する部分の延べ面積が300平方メートルを超えるもの

3 《現行どおり》

| 構造      | 特定工程                                                                                                                                | 特定工程後の工程 |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 木造      | 土台、柱、はりおよび筋かい（以下この表において「木造の軸組」という。）を <u>金物等</u> により接合する工事の工程（枠組壁工法（平成13年国土交通省告示第1540号に定める工法をいう。以下この表において同じ。）による場合にあっては、壁を設置する工事の工程） | 《現行どおり》  |
| 《現行どおり》 | 《現行どおり》                                                                                                                             |          |

**備考** 建築物の規模、敷地または周辺の状況により段階的に工事を行う場合にあっては、その段階的に行う工事ごとに工程を完了する範囲を中間検査の対象とする。

《改正後に削除》

4 《現行どおり》

改正前

(2) 《省略》

(3) 新設部分の延べ面積が50平方メートルを超える長屋住宅

(4) 法別表第1（い）欄の(1)項から(4)項までに掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分の延べ面積が300平方メートルを超えるものまたは3階以上の階をその用途に供するもの

3 《省略》

| 構造   | 特定工程                                                                                                                               | 特定工程後の工程 |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 木造   | 土台、柱、はりおよび筋かい（以下この表において「木造の軸組」という。）を <u>金物</u> により接合する工事の工程（枠組壁工法（平成13年国土交通省告示第1540号に定める工法をいう。以下この表において同じ。）による場合にあっては、壁を設置する工事の工程） | 《現行どおり》  |
| 《省略》 | 《省略》                                                                                                                               |          |

**備考1** 建築物の規模、敷地または周辺の状況により段階的に工事を行う場合にあっては、その段階的に行う工事ごとに工程を完了する範囲を中間検査の対象とする。

2 新設とは、新築、増築または改築によって居室、台所および便所のある独立して居住し得る住宅が新たに造られるものをいう。

4 《省略》

## 付 則

(施行期日等)

- この告示は、令和7年4月1日から施行する。
- 改正後の第2項および第3項の規定は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項もしくは第6条の2第1項の規定による確認に係る建築物または同法第18条第2項もしくは第4項の規定による通知に係る建築物で、この告示の施行の日以降に工事に着手するものについて適用する。

(令和 6 年 1 2 月 1 6 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 3 6 5 号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和 6 年 1 2 月 1 8 日

草津市長 橋 川 渉

- 1 送達すべき書類
- 国民健康保険税賦課更正（決定）通知書
- 2 送達を受けるべき者の氏名および住所
- 別紙のとおり
- 3 上記の書類については、令和 6 年 1 2 月 2 5 日
- に送達があったものとみなす。

国民健康保険税賦課更正（決定）通知書

| 連番 | 発送先宛名                   | 発送先住所                           | 賦課年度    | 課税年度分   |
|----|-------------------------|---------------------------------|---------|---------|
| 1  | 丹羽 一美                   | 滋賀県草津市西草津一丁目 3 番 2 4 - 3 0 2 号  | 令和 6 年度 | 令和 6 年度 |
| 2  | CAMPBELL<br>JOSEPH DALE | 滋賀県草津市大路一丁目 3 番 1 4 - 6 0 2 号   | 令和 6 年度 | 令和 6 年度 |
| 3  | PARK YONG<br>KAP 朴 鎔甲   | 滋賀県草津市岡本町 1 1 1 2 番地 4          | 令和 6 年度 | 令和 6 年度 |
| 4  | 三好 樹里                   | 滋賀県草津市野村一丁目 2 6 番 1 1 - 3 0 5 号 | 令和 6 年度 | 令和 6 年度 |
| 5  | 山根 涼太郎                  | 滋賀県草津市草津二丁目 2 番 1 5 - 1 2 0 2 号 | 令和 6 年度 | 令和 6 年度 |
| 6  | 平野 奨悟                   | 滋賀県草津市笠山一丁目 7 番 4 8 - 2 0 2 号   | 令和 6 年度 | 令和 6 年度 |
| 7  | 平野 奨悟                   | 滋賀県草津市笠山一丁目 7 番 4 8 - 2 0 2 号   | 令和 6 年度 | 令和 5 年度 |
| 8  | 木曾 桜助                   | 滋賀県草津市南草津三丁目 1 0 番地 3 - 2 0 6   | 令和 6 年度 | 令和 6 年度 |

(令和 6 年 1 2 月 1 8 日 掲 示 済 み)